

岡山市立保育所及び認定こども園における
紙おむつ等定額利用サービス導入事業

質問と回答

幼保運営課

NO	質問	回答
1	募集要項7必要書類等の提出 (4)企画提案書及びその添付書類等 ①企画提案書 ページ数に制限はありますか。	
2	企画提案書(様式2)の作成方法について 企画提案書(様式2)に記載するページ数の上限(最大〇ページまで等)はございますでしょうか。	企画提案書のページ数も含め様式変更は認めません。 企画提案書は両面印刷で作成してください。 カラー印刷での提出も可能です。
3	企画提案書(様式2)の作成方法について 提出にあたり、印刷は片面・両面のどちらを推奨または指定されますでしょうか。また、カラー印刷での提出は可能でしょうか。	
4	募集要項7必要書類等の提出 (4)企画提案書及びその添付書類等 ①企画提案書 補足資料がある場合は別紙で提出してもよろしいでしょうか。	
5	募集要項7必要書類等の提出 (4)企画提案書及びその添付書類等 ①企画提案書2-(3) 「※既存の説明資料の添付可」とありますが、枠内に添付しても良いという理解でよろしいでしょうか。	提案書の記載は自由に行って構いません。 資料の別紙での提出も可能です。 ただし、項目ごとに参照する補足資料が分かるように企画提案書の枠内に参照箇所について記載を行ってください。
6	企画提案書(様式2)の作成方法について 図表・イラスト・挿絵等の使用について提案内容をより分かりやすく視覚的に伝えるため、様式内の各項目に図表やイラスト、写真等を挿入して作成してもよろしいでしょうか。	
7	募集要項 9 審査方法及び選定結果 選定委員の方の人数とその方の立場が分かる職責など(保育現場の方か市の職員の方かなど)を教えてください。	選定委員会の構成人数は6名、うち2名が保育現場の経験者です。
8	覚書(利用料金) 利用料金の徴収については乙とサービスの利用者の間で行い、甲は関与しないとあるが利用料金の徴収は乙ではなく、乙の業務委託先の企業でも問題ないでしょうか。	問題ありません。 ただし、その場合は該当内容を覚書に明記することを前提とします。
9	募集要項6(2) 現在、有資格者名簿に登録のない者についても企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて別表1に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登録されている者と同等であることの認定を受けること。とあるが、別表1に掲げる書類提出は、募集要項7(3)(4)の提出と同封でよろしいでしょうか。	問題ありません。

10	<p>本事業は「岡山市立保育所及び認定こども園における導入事業」であり、私立園は明確に本調達の対象外施設であると認識しております。本来の調達目的である「公立園におけるサービスの質や価格」とは直接関係のない対象外施設(私立園)への提供の有無を、公立園向けプロポーザルの評価項目(特定基準4)に組み込み10点もの配点を行うことは、公立園向け調達の目的から逸脱した評価基準ではないでしょうか。公立園に対する提案内容のみで適正な評価を行うため、本項目を特定基準から撤廃していただけますでしょうか。撤廃されない場合、対象外施設への提供を公立園の公募で評価することの法的・制度的な根拠をご回答ください。</p>	
11	<p>募集要項6(5)にて「政令指定都市での同種サービス提供実績」が参加資格とされております。弊社はすでに岡山市内の複数の私立保育園様に対し、個別の配送費等のコスト構造を反映した適正価格で個別に契約・提供しております。本事業の公立園への一括導入価格を、コスト構造の異なる私立園へも「同条件」で提供しよう特定基準4で促すことは、既存契約の私立園に対して不当な差別的対価を生じさせるなど、独占禁止法上の重大なリスクを生じさせます。</p> <p>参加要件を満たす既存実績企業ほど不利益を被る逆転現象が起きておりますが、「既存契約がある場合はその条件を継続する」「私立園には実情に応じた別条件で提供する」ことで満点と同等に加点するよう見直すことは可能でしょうか。見直さない場合、本市が既存実績企業に対し独占禁止法違反のリスクを事実上強要することになりますが、どのように公平性を担保されるのでしょうか。</p>	<p>本事業は、本市の保育施設を利用する保護者の通園準備にかかる負担軽減を目的としています。</p> <p>今般の公立園へのサブスク導入を契機に私立園においても同様の取り組みが進むことを期待しているところであり、基本的な条件を整えることで、サブスク導入にかかる私立園の事務的な負担を軽減し、サブスク導入につなげ、もって、本市の保護者の通園準備にかかる負担軽減につなげようとするものです。</p> <p>当該特定基準につきましては、任意の提案を評価するものであり、参加事業者間の公平性は適切に確保しているものと考えています。</p> <p>なお、私立園との個別の契約条件については、最終的には、各園と各事業者間の合意によるものであり、本市がこれを統一または制限する意図はありません。</p>
12	<p>最適提案者特定基準において、「月額料金(配点25点)」と「私立園等への同条件でのサービス提供(配点10点)」の2項目が設定されています。配送効率の悪い私立園への「同条件提供」を確約し後者の10点を得ようとした場合、事業者は私立園向けのコスト増分を見越して月額料金を高く設定せざるを得ず、結果として最も配点の高い「月額料金」の評価で不利になるという自己矛盾が生じます。</p> <p>「公立園の保護者に最安値を提供できる事業者が評価されない」という矛盾に対し、審査時にどのように整合性をとるのでしょうか。本末転倒な採点基準であるため、コストを押し上げる要因となる後者の基準(私立園への提供)は撤廃していただけますでしょうか。</p>	
13	<p>公立園に対し、個別営業・個別配送が必要でコストが割高となる私立園へも「同条件」で提供することを事業者に求めた場合、事業者は私立園向けのコスト増分をあらかじめ全体の提案価格に転嫁せざるを得なくなります。</p> <p>結果として「公立園の保護者が享受できるはずの最安価格が提示されなくなる(公立園の保護者が私立園のコストの一部を負担する)」ことにつながりますが、本市は「私立園へ同条件提供させるためなら、公立園の保護者の月額料金が上がっても問題ない」という認識でしょうか。そうでないならば、価格を統一させる本項目(特定基準4)は撤廃していただけますでしょうか。</p>	

14	<p>仕様書6(8)には「本市が指定するメールアドレス宛に前月分の月報(利用者数等)を提出すること」と規定されています。私立園に「同条件」で提供した場合、市とは契約関係のない私立園の利用者数等の個人情報まで、毎月貴市に報告する義務が事業者に生じるのでしょうか。</p>	<p>私立園については、本市への報告は不要です。</p>
15	<p>仕様書6(1)に「1か月単位で利用及び解約ができ、同年度内であっても解約後に再度契約ができるものとする」と規定されています。私立園に「同条件」で提供する場合、この「同年度内での自由な再契約」という要件も、すべての私立園に対して無条件で適用しなければならないのでしょうか。</p>	
16	<p>仕様書6(2)において「事業者は契約者の確認ができる資料を前月25日までに保育所等に提供し」と事務スケジュールが指定されています。私立園ごとに異なる事務サイクルや要望を無視して、すべての私立園に対してこの市のスケジュールを遵守しなければ「同条件を満たした」とみなされないのでしょうか。</p>	
17	<p>特定基準1に、「緊急時対応(欠品等)への備え(配点5点)」という評価項目があります。仮に私立園へも「同条件」で提供するとした場合、自然災害やメーカー欠品時の優先的な在庫確保等についても、私立園を含めた広範囲の施設に対して、本市(公立園)と同等の対応を行う責任が事業者に課されるのでしょうか。</p>	<p>「最適提案者特定基準 4. その他 岡山市内の私立認可保育園等から希望があった場合に、同条件でのサービス提供を行うことができるか。」の項目における「同条件」とは、本事業で適用される「価格」「製品銘柄」「配送頻度」「発注方法」が同一であることを示します。 これを踏まえて、サービス提供の可否及び提供にあたっての条件について提案を行ってください。</p> <p>なお、私立認可保育園等との契約条件については、各園と事業者の個別契約で定められるものと考えます。</p>
18	<p>上記(No.15～No.17)の要件をすべて満たさなければ「同条件」とは認められないのでしょうか。それとも「月額料金のみを同じにすればよく、その他仕様は柔軟に対応してよい」という規定でしょうか。仮に後者の場合、原価計算の前提が異なる私立園に対して公立園向けの安価な月額料金だけを適用させることになり、事業者に対し私立園への不当廉売(独占禁止法違反)を要求することと同義です。法的・コスト構造的に成立しない本項目(特定基準4)は撤廃していただけますでしょうか。</p>	

19	<p>私立園は運営主体が多岐にわたり、決済ルート、納品ルール、ICT連携等が各園で大きく異なります。これら仕様の異なる私立園に対し全事業者が画一的に「同条件で提供できる」と確約することは実務上不可能です。</p> <p>選定委員会は、この実現不可能な提案内容を、どのような客観的基準で「10点満点」で採点・評価されるのでしょうか。具体的な採点基準(ルーブリック等)をご提示ください。</p>	
20	<p>募集要項7(4)にて紙おむつの現物提出が求められておりますが、「肌ざわり」という感覚的要素を採点するにあたり、客観的かつ公平に採点する明確な評価基準は存在するのでしょうか。存在する場合はご提示ください。</p> <p>また、複数の製品を人間の手で連続して触れた場合、審査委員の手の水分が奪われ「順番が後になる製品ほど、物理的に肌ざわりが悪く感じられる」という審査環境上の誤差が避けられません。この物理的な順序効果によるブレに対し、具体的にどのように審査の公平性を担保されるのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見も参考に、提出された提案書等の内容について、最適提案者特定基準に基づき各評価者が総合的に評価いたします。</p> <p>なお、個々の特定基準に対する質問及び要望については回答を差し控えさせていただきます。</p>
21	<p>仕様書6(4)において、提供する紙おむつは「国内で一般的に流通しているメーカー品」と指定されています。すでに日本衛生材料工業連合会の厳格な安全基準やアレルギーテスト等をクリアしており、保護者が安心して利用できる品質はファクトとして担保されております。</p> <p>すでに国や業界の厳正な基準を満たしたメーカー品のみを対象としているにもかかわらず、本市の審査委員による感覚的な独自評価で20点もの優劣をつける合理的な理由はどこにあるのでしょうか。基準として重複・矛盾しているため、本評価項目は除外していただけますでしょうか。</p>	
22	<p>本事業と同様のプロポーザルを実施している他自治体の多くでは、品質の評価指標として、審査委員の主観的な感覚ではなく、「一般市場におけるメーカーシェア(販売実績)」や「保護者への認知度・普及率」といった、保護者の支持を客観的・定量的に評価できる指標を採用しています。</p> <p>本市においても、審査の透明性を担保するため、「肌ざわり等」という感覚的要素から、「市場シェア」や「国内販売実績」といった定量的に評価可能な内容へ審査項目を見直すことは可能でしょうか。</p>	